

かんが ほんだい ほごしゃへん
いっしょに考えよう ～いじめ問題～(保護者編)

かけがえのない子どもたちのために

れいわ ねんどぼん
2021 (令和3) 年度版



あい かい えん み さん
愛華保育園 三角 柔希さん



かん ぎ まし ょう がっ こ う な か や ま つ ね ぎ
神前小学校 中山 細さん

れ い わ ね ん ど じ ん け ん け い は つ ほ す た い さ く び ん
2020 (令和2) 年度人権啓発ポスター作品より

よ っ か い ち し よ っ か い ち し き ょ う い く い い ん か い
四日市市・四日市市教育委員会

「いじめ」とは…

本人が相手の言動により何らかの苦痛を感じていたら、それは「いじめ」です。

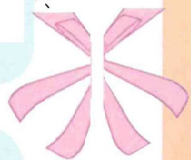
たとえば、

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- スマートフォン（携帯電話）やパソコン等で、傷つく内容を書き込まれたり、嫌なことをされたりする。

★「いじめ」は重大な人権侵害であり命にかかわる問題です。
★暴行や恐喝、金銭・物品の強要などは、「犯罪」です。

いじめ防止対策推進法第2条には、「いじめ」に関して、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とあります。

「い」を開ける前に「い」



まず、考えてみましょう。

かみが考えてみましょう

子どもたちがいじめに気がついた場合のいろいろな行動パターン

いじめている子に、「そんなことやめろ」と言う

友達がからかっていると自分も同じようにしてしまう

いじめられている子はいわいそうだと思うが、自分がいじめられたらいやだから何もできない

直接は言えないけど、誰かに相談してみる



いじめられている子にも問題があるからしかたないので何もしない

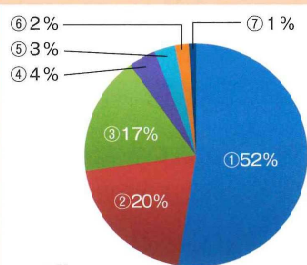
その他

お子さんがこの集団にいたとしたらどう行動するでしょう？

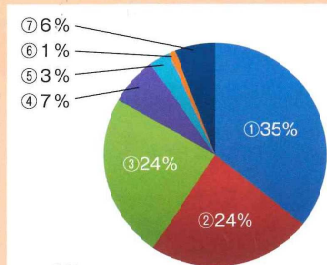
かみが考えてみましょう

2019（令和元）年度の本市における「いじめ」の状況 (文部科学省調査（四日市市）より)

① 「いじめ」発見のきっかけ



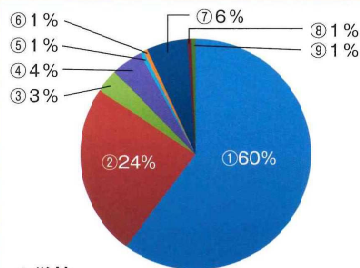
小学校



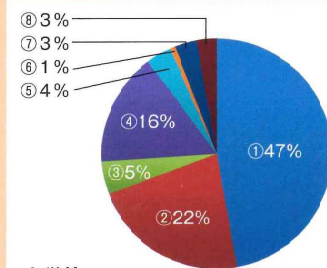
中学校

①アンケート調査など学校の取り組みにより発見した ②当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え
③本人からの訴え ④児童生徒(本人を除く)からの訴え ⑤学級担任が発見した ⑥保護者(本人の保護者を除く)からの情報 ⑦学級担任以外の教職員が発見した(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)

② いじめられた児童生徒の相談の状況



小学校



中学校

①学級担任に相談した ②保護者や家族等に相談した ③友人に相談した ④学級担任以外の教職員に相談した(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く) ⑤養護教諭に相談した ⑥学校以外の相談機関に相談した(電話相談やメール相談等を含む) ⑦誰にも相談していない ⑧スクールカウンセラー等の相談員に相談した ⑨その他の人(地域の父など)に相談した

★①と②のグラフを見て、気づいたことを挙げてみましょう。

かみが考えてみましょう

★「いじめ」に気づいたとき、あなたはどうしますか？

いじめられる側

「性格がおとなしい」「まじめ」「活発でめだつ」など、
どんな子でもいじめられる対象となりえます。

親にも言いにくいし、心配
をかけたくないなあ



いじめられていることを
知られたくないなあ

もっとひどくなるかもしれ
ないから言えないなあ

誰かに相談したいけど…

※本人に聞いてもいじめられていることを言わないことが多い。

いじめる側

「むかつく」「なんとなく」など動機があいまいで、
相手は誰でもよく、罪の意識がないことが多い。

何が分からないけど、
むかつくなあ

かかわら
ないでおこう



見て見ぬ
りをしよう

自分がいじめられると嫌
だから、いじめておこう



あの子がしているから、
ほくもやっけていざらう

※直接的にいじめに加わるだけでなく、傍観者の立場でいじめに加わっていることもある。

最近増えてきているいじめ

～ スマートフォン(携帯電話)等を使ったいじめ ～



次のような事例が起こっています。

- ・ メールやSNS* 上などへのコメントに、特定の子に対する悪口や相手を傷つける内容を
書き込む。また、他人になりすまして、相手を嫌がらせる内容を書き込むこともある。
- ・ 動画共有サイトに、許可なく相手を嫌がらせる内容の動画を投稿する。
- ・ SNS上でグループを作るときに、そのグループから排除する。等

スマートフォン(携帯電話)等を使ったいじめは、第三者からは非常に見えにくい上に、あつという間に大勢に広まってしまふ危険性があります。また、文字によるやりとりで意思をうまく伝えられず、これまで仲がよかった子との関係が崩れていきなり仲間はずれにされることもあります。スマートフォン(携帯電話)等の使い方について、家庭でもう一度確かめ合ひましょう。

* SNS…social networking service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のことで、人と人が交流することを助けたり、広めたりすることができるインターネット上のサービスのこと。

いじめられているとき

子どもの気持ちに寄り添いながら様子をしっかり見ていると、ちょっとした言動の変化に気づき、子どもからのサインを感じとることができます。

食欲がなくなる

登校を渋る

眠れていない

会話が少なくなる

衣服を汚して帰ってくる



表情がさえない

持ち物に落書きがある

家のお金を持ち出す

遅刻や早退が増える

成績が急に下がる

おどおどした態度をとる

よく持ち物がなくなる

電話やメールが入るたびに表情が曇る

きょうだいやペットをいじめる



公園や街角で特定の個人をからかう落書きがされている



集団で買い物をしているのに、一人だけが支払われている

集団の中で、一人だけが荷物を持たされている

いじめているとき

他人の悪口を言う

他人を鳥鹿にする

顔つきが厳しくなる

言葉遣いが乱暴になる

周りの人に命令口調になる

家族との会話を嫌がる

人目を避ける行動をとる



心当たりのないお金を持っている

買い与えた覚えのない品物を持っている

直接いじめにかかわってなくても、「なんとかしたい」と思いながらどうすることもできずに悩んでいる子、「自分には関係ない」と黙って見ている子、それがいじめと気がつかない子などがあることも考えられます。

「〇〇さんがかわいそうだ」と言ったり、学校の話をするとうるさかったりと、何らかのサインを出しているかもしれません。子どもの様子から感じとりましょう。

まず、子どもに寄り添って話を聴きましょう。 → 「うんうん」「そうか」「なるほどね」と、子どもの話を受け入れて最後まで聴きましょう。

普段から何気ない話ができるような関係づくり

いじめられている事実がわかったとき

いじている事実がわかったとき

いっしょに解決する方法を考えましょう。

いじめは、いじている側に問題があるという姿勢で話を聴きましょう。

人格を否定するのではなく、いじめる行為が間違いであるという考えで話をしましょう。

「よく話してくれたね」
「毎日つらかったね」
「私はあなたの味方だから」
「あなたは大切な存在だよ」と
思っている気持ちを伝えましょう。



いじめるようになった経緯を聴いて、いじめを直ちにやめ、繰り返さないように話をしましょう。

「負けるな」「がんばれ」は、本人を助けることにならないので注意しましょう。

いじめは、いかなる理由があっても、許されるものではないことを伝えましょう。

家族だけで抱え込まず事実を整理して、学校等へ相談しましょう。

謝罪や和解は必要ですが、このことをきっかけに子どもたちがより良い関係を築いていけるように見守っていきましょう。

保護者の考え方や価値観も子どもの成長に影響を与えます。いじめについて、無関心、無責任な態度を示している、子どもは真剣に問題を解決しようとしません。
保護者としてはもちろん、職場や地域、家庭の中で、一人の人間として、人を大切にしようとする自分であるか、温かい人間関係をつくらうとする自分であるか、見て見ぬふりをするような行動をとっていないかと振り返ってみることも、子どものより良い成長のために、意味のあることではないでしょうか。

お子さんとのかかわりチェック

子どもと一緒に過ごす時間をもつようにしている

会話をしながら、楽しく食事をとるようにしている

子どもの思いを受けとめながら話を聞いている

子どもの良いところを見つけてほめるようにしている

子どもを大切に思っている気持ちを言葉や態度で伝えている

生命の尊さや善悪の判断など、人として大切なことを教えている



親子のつながり
家族のつながり

子どもと一緒に過ごす時間と普段から話し合える関係をつくり、悩みごとを抱えているときに安心して相談できるようにしておくことが大切です。また、日頃から子どもを大切に思う気持ちを伝えたり、友達を大事にすること、生きることの素晴らしさや生命の尊さなどについて話し合ったりすることも重要です。

毎日短い時間でも、子どものことを考え、見つめ、話をする時間を持つことによって、子どもの心の揺れも見えてくるかもしれません。自分のことを考えてくれる、見つめてくれる家族の気持ちに子どもは安心します。

保護者同士のつながり
地域とのつながり

学校や地域での様々な活動などに積極的に出ることで、保護者どうしや地域の方とのかかわりが多くなり、つながりが広がっていきます。普段のちょっとした声かけやあいさつから、地域全体で子どもを守り育てるといった環境をつくっていきましょう。

また、大人である私たち自身がどうあるべきかを含めて子どもたちに何が大切かを伝え、いじめのない、お互いを認め合える社会を作りましょう。



ひとりなやで悩まずそう だん相談してね

がっこう
学校

- 担任や学年の先生、保健の先生
- スクールカウンセラー
- 校長、教頭 等

もんぶ かがくしょう じ かん こどお
文部科学省 24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310
なや みいおう

てん わ そうだん らいしょ そうだん
電話相談・来所相談

れいわ ねん がつげんざい
2021(令和3)年3月現在

【いじめ・体罰等教育相談窓口】 四日市市役所9階教育委員会指導課内

☎ 354-8169 8:30~12:00/13:00~17:15 (平日のみ)

● 四日市市いじめ相談メール窓口 <https://www.city.yokkaichi.mie.jp/y-ijimesoudan/>

【こども未来課青少年育成室】 四日市市総合会館5階

☎ 352-4188 8:30~12:00/13:00~17:15 (平日のみ)

【四日市市人権センター】 四日市市総合会館7階

☎ 354-8610 9:00~12:00/13:00~16:00 (月~土曜日)

【いじめ電話相談】 三重県教育委員会

☎ 059-226-3779 毎日24時間

【子どもの人権110番】 法務局

☎ 0120-007-110 (通話料無料) 8:30~17:15 (平日)

● 人権相談窓口(SOS-eメール)【24時間】 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

【北勢少年サポートセンター】 四日市市南警察署内

☎ 354-7867 9:00~17:00 (平日のみ)

【北勢児童相談所】 北勢児童相談所

☎ 347-2030 8:30~17:15 (平日のみ)

こ せんよう そうだん まどぐち
子ども専用相談窓口

【こどもほっとダイヤル】

☎ 0800-200-2555 13:00~21:00 (12月29日から1月3日を除く)

【チャイルドライン MIE】

☎ 0120-99-7777 16:00~21:00 (月~日曜日、12月29日から1月3日を除く)

【子どもSNS相談みえ】

右のQRコードを使って相談してください。



このリーフレットは、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づいた【四日市市いじめ防止基本方針】の策定により刊行したものです。なお、市内各校では「いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ防止対策委員会」を設置しています。